

## 第73回米子市農業委員会農地部会議事録（概要）

招集年月日 平成23年4月6日（水）

招集場所 米子市役所旧庁舎601会議室

会議 午後1時30分

出席委員 1番 石橋 明広 2番 福田 司 3番 小原 晋輔 4番 高西 史郎 5番 潮 秀男  
6番 安田 浩 7番 松原 幹人 8番 隠樹 赳 9番 森中 喜輝 10番 角田 忠雄  
11番 林原 成子 13番 松林 貢 14番 井田 正 15番 唐来 新市 16番 竹中 忠美  
17番 倉敷 敏成（部会長）

欠席委員 12番 遠藤 泰三

事務局 仲田会長 田村事務局長 大許農務係長 宅和主幹 道下主幹

日程 1 農地法各条申請地現地調

2 部会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議事

（1）農地法各条申請審議等

ア 第1号 農業委員会のおっせんに基づく農地の交換申立について

イ 第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

ウ 第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

エ 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

オ 第5号 米子市農用地利用集積計画の決定について

## 5 報告事項

- ( 1 ) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について
- ( 2 ) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について
- ( 3 ) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- ( 4 ) 非農地現況証明について
- ( 5 ) 農地転用現況確認書の交付について
- ( 6 ) 県農業会議員の事務報告
- ( 7 ) その他

開 会 午後 1 時 3 0 分

( 農地法各条申請地調査 )

議長 ( 倉敷委員 )

まづ最初に、このたび農業委員の高西委員と船岡委員が農業委員として表彰を受けられましたので皆さんにご報告申し上げます。心からお祝い申し上げます。

そういたしますと、現地調査に引き続き第 73 回農地部会を開催いたします。

最初に議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 倉敷委員 )

それでは、議席番号 2 番の福田 司委員さんと、議席番号 3 番の小原 晋輔委員さんをお願いいたします。

また、今日の欠席は、議席番号 12 番の遠藤委員の 1 名でございます。

それでは審議に入ります。初めに3ページの議案第1号をお願いいたします。

農業委員会のあっせんに基づく農地の交換申立てについて、下記交換あっせん申立書について、農業委員会等に関する法律第6条第2項第2号の規定による交換あっせんをしたいので審議を求めます。

4ページの番号1について、事務局から説明してください。

事務局（道下主幹）

番号1のあっせん交換申し立てについて説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、離れている農地や形状の悪い農地を耕作しやすい形状にまとめるために、農地交換のあっせんで申し立てられたものです。

交換相手の一人が、農地法3条の下限面積要件を満たしておりますので、農地交換のあっせんをするのに問題はないと思われます。以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（倉敷委員）

ただいま、番号1について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、あっせんするものといたします。

続きまして5ページの議案第2号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

6ページ、番号1と2の大篠津町についてですが、さきほどあっせん議案にもございました。関連ですので一括して審議したいので事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号1と2の大篠津町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は農地交換の案件です。耕作の利便を向上させるために、お互いの農地を交換しようとするものです。交換後の経営面積は25aと39aで変わりありません。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

1番（石橋委員）

報告いたします。1番の譲渡人が所有する農地399㎡と2番の譲渡人が所有する農地395㎡を交換しようとするもので、お互いの農地がまとまり耕作がしやすくなることから、農地を交換することになったものです。

許可要件については特に問題ないと思われ、地元の山根委員からもお互いに耕作をしておられる方ですのでよろしくということでした。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、上福原5丁目ですが、私が地元委員として説明いたしますので議長を交代いたします。

（議長交代・・・部会長から石橋部会長職務代理へ）

議長（石橋委員）

議長を交代いたします。それでは番号3、上福原5丁目について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（道下主幹）

番号3の上福原5丁目について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が自作地の進入路を確保するために、農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は113aです。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（石橋委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

17番（倉敷委員）

譲受人と譲渡人は、同じ町内に住んでおられますが、譲渡人の土地は6mの道路に接しております。譲受人の土地は、3尺道にしか接しておりませんので機械を入れるのに不便があります。出入口を確保するため、自作地に隣接する農地19㎡を売買により取得しようとするものです。

許可要件については特に問題ないと思われまのでよろしく申し上げます。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

そういたしますと、議長を交代いたします。

（議長交代・・・石橋部会長職務代理から倉敷部会長へ）

議長（倉敷委員）

続きまして、番号4の両三柳について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号4の両三柳について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が、農地を効率よく利用するため、自作地に隣接する農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は116aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

8番（隠樹委員）

4番の説明をいたします。買受人が、耕作利便向上のため自作地に隣接する農地459㎡を売買により取得しようとするもの

です。

買受人の希望で売買することになったものです。

許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしくをお願いします。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号5番6番の泉と尾高の農地ですが、交換による関連でございますので、一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号5と番号6の泉と尾高について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は農地交換の案件です。耕作の利便を向上させるために、お互いの農地を交換しようとするものです。

取得後の経営面積は177aと134aで変わりありません。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

2番（福田委員）

事務局より説明があったとおりでして、それぞれが、耕作の不便を解消するためのものでして、なんら問題はないと思います。

5番の譲受人は、自作地に近い農地を取得するため、6番の譲受け人は、自宅近くにある農地を取得するため互いの農地を交換することになったものです。

許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしくをお願いします。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長(倉敷委員)

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、7ページ番号7番8番の尾高と泉の農地ですが、交換による関連でございますので、一括して審議いたします。  
事務局から説明をお願いします。

事務局(道下主幹)

番号7と番号8の尾高と泉について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は農地交換の案件です。耕作の利便を向上させるために、お互いの農地を交換しようとするものです。取得後の経営面積は134aと104aで変わりありません。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長(倉敷委員)

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

2番(福田委員)

7番は、さきほどの5番6番と同様な案件でございます。7番は、自宅から近いところに6番の案件と合わせて農地をまとめ、一方8番につきましては、泉に農地を所有していますので、まとめて耕作の利便を図るものです。

許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしくお願いたします。

議長(倉敷委員)

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長(倉敷委員)

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号9の淀江町淀江について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号9の淀江町淀江について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が規模拡大のため、農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は54aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（倉敷委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

15番（唐来委員）

買受人が、規模拡大のため、農地973㎡を売買により取得しようとするものです。買受人の希望で売買することになったものです。

許可要件については特に問題ないと思われまのでよろしくお願いたします。また、申請者の二人は従兄弟どうしであり、こちらに帰ってくる予定がないそうです。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

4番（高西委員）

これは、どの辺ですか。

15番（唐来委員）

場所ですか。トリーカと富田精米所の隣の道のもう1本向こう側の4mくらいの農道のところの田で戦後ほ場整備した田です。

2番（福田委員）

ちょっといいですか。これは、耕作面積がミスプリでないですか。理由書には54aとあるが。

事務局（宅和主幹）

議案の耕作面積は現在耕作している面積でありまして、理由書の耕作には、許可後の面積であります。

議長（倉敷委員）

ほかにご意見ございますか。



(異議なしの声あり)

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号10の下新印について、事務局から説明をお願いします。

事務局(道下主幹)

番号10の下新印について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

譲受人が規模拡大のため、農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は106aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長(倉敷委員)

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

9番(森中委員)

譲受人が、さきほど事務局より説明がありましたように規模拡大のため農地455㎡を売買により取得しようとするものです。

許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしく願いします。

議長(倉敷委員)

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長(倉敷委員)

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、8ペ-ジの議案第3号をお願いいたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について 下記申請について、農地法施行令第7条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

9ページ、番号1の大崎について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

9番(石橋委員)

9ページ1番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、大崎の畑で面積は26㎡です。申請者は、大崎で呉服店を営んでおられますが、来客用の駐車場が狭く、困っておられます。このたび、店舗向かいにある申請地とそれに隣接する雑種地95㎡を併せて、乗用車5台分、合計121㎡の駐車場を整備しようとしたものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。

住宅用・公共施設が連たんする区域内にある農地で、第3種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（倉敷委員）

ただ今、番号1について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号2の淀江町福頼につきましては、農地法第5条番号4と関連が有りますので合わせて、地元委員さんから説明をお願いいたします。

15番（唐来委員）

いちばん最初に現地調査をしていただきました淀江の物件でございます。2番の議案と併せて、関連します5条の4番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、淀江町福頼の田で4条申請部分51㎡と5条申請部分605㎡を併せて、面積は656㎡です。申請者は、高齢化により今後の農業経営の維持が困難であるため、家賃収入で生活を安定させようと共同住宅の建築を計画したものです。実行組合の排水同意もあります。住宅に連たんする区域に近接する区域内であり、第2種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（倉敷委員）

ただ今、番号2について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、10ページの議案第4号をお願いいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

11ページ、番号1の今在家について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

7番（松原委員）

現地調査二番目の場所です。現地を見てわかったと思いますが、すでに転用した形、駐車場になっています。その理由は、売買契約が10数年前になされているが譲渡人の家の都合で登記ができなかったことです。場所的には、転用について問題ないところですが、すでに事前着工され、このような形になっていますがよろしくお願いします。

議長（倉敷委員）

ただ今、番号1について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号2の高島について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

7番（森中委員）

今日の現地調査で一番最後に見ていただいたところで、トラックが止まっていたところです。高島の田で面積は84㎡です。現在、運送トラックの駐車場及び資材置場として利用していますが、今回、増床を計画したところです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意もあります。そういうことで審議をよろしくお願いします。

議長（倉敷委員）

ただ今、番号2について地元委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号3の下新印について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

7番（森中委員）

3番の議案について説明いたします。内容的には、議案のとおりで、下新印の田で面積は476㎡です。

見ていただきましたように、自動車業をやっておりまして、駐車場が狭く、現在は個人の田んぼの進入路に許可を得て置かしてもらっている状況です。土地改良区の同意、実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意もあり、今日見ていただいた所に駐車場を整備する計画ですので、ひとつご審議よろしく申し上げます。

議長（倉敷委員）

ただ今、番号3について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします

続きまして、番号4の淀江町福頼について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

15番（唐来 新市君）

説明させていただきます。現地調査で一番最初にみていただいたところです。内容については、4条のところの説明しておりますので省略させていただきます。転用することについて問題ありませんので審議をよろしく申し上げます。

議長（倉敷委員）

ただ今、番号4について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（倉敷委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします

続きまして、12ペ - ジ、議案第5号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について 別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、決定を求めます。13 ページに利用集積計画総括表がございます。 今月は転貸を除く利用権設定が 49 件でございます。

それでは、15 ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号 4 1 について、審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第 24 条第 2 項に基づき、この案件の当事者である石橋委員の退席を求めます。

（石橋委員退席）

そういったしますと、事務局説明をお願いいたします。

事務局（大許係長）

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。今月は、田に関するものが、89 筆 117,740 m<sup>2</sup>、畑に関するものが、16 筆 14,762 m<sup>2</sup>、ございます。

番号 4 1 は、借り人の要望による設定で、耕作放棄地解消事業を利用する農地で、経営面積は、936a となります。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（倉敷委員）

ただいま番号 4 1 について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

異議がないようですので、決定といたします。

審議を終了しましたので、石橋委員の着席を求めます。

（石橋委員着席）

続きまして、番号 4 2 から 26 ページ番号 4 49 まで一括して審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大許係長）

番号 4 2 は、貸し人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、636 a となっております。

番号 4 3 は、借り人の要望による設定で、耕作放棄地解消事業を利用する農地です。設定後の経営面積は、160 a となっております。

ります。

番号 4-4 は、借り人の要望による設定で、耕作放棄地解消事業を利用する農地です。設定後の経営面積は、160 a となっております。

番号 4-5 は、借り人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、39 a となっております。

番号 4-6 は、貸し人の農業廃止に伴う設定となっており、営農計画書による申請で、借人の設定後の経営面積は 22 a となっております。

番号 4-7 は、貸し人の病気等での労力不足による設定となっており、営農計画書による申請で、借り人の設定後の経営面積は、33 a となっております。

番号 7-8 は、再設定となっております。

番号 4-9 は、貸し人の兼業による経営縮小での設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、700 a となっております。

番号 4-10 から番号 4-15 までは、再設定でございます。

番号 4-16 は、借り人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、133 a となっております。

番号 4-17 から番号 4-20 までは、再設定でございます。

番号 4-21 は、貸し人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、201 a となっております。

番号 4-22 は、貸し人の兼業による経営縮小での設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、201 a となっております。

番号 4-23 は、貸し人の農業廃止に伴う設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、201 a となっております。

番号 4-24 から番号 4-36 までは、再設定でございます。

番号 4-37 は、貸し人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、551 a となっております。

番号 4-38 から番号 4-39 までは、再設定でございます。

番号 4-40 は、貸し人の病気等での労力不足による設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、32 a となっております。

番号 4-41 は、貸し人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、110 a となっております。

す。

番号 4-42 は、貸し人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、171 a となっております。

番号 4-43 は、借り人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、31 a となっております。

番号 4-44 から番号 4-46 までは、再設定でございます。

番号 4-47 は、貸し人の病気等での労力不足による設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、111 a となっております。

番号 4-48 は、貸し人の兼業による経営縮小での設定となっており、借り人の設定後の経営面積は、1203 a となっております。

番号 4-49 は、借り人 NPO 法人サポートイルカの要望による設定で、営農計画書による申請で、設定後の経営面積は、19 a となっております。なお、この契約には、解除条件がついています。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（倉敷委員）

ただ今、事務局から番号 4 - 2 から番号 4 49 まで説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

7 番（高西委員）

ひとつ聞いてみるが、賃貸料が決めてあるがこれを払わなかった人の場合は、どうなる。いままで過去に問題を聞いたことは・・・

事務局（大許係長）

いままでに、未払い等のトラブルは聞いたことがありません

7 番（高西委員）

ほんなら、名前はちょっと出さないが、過去に借りた人が金を払わず、困った人があった。名前が出ているけん・・・

議長（倉敷委員）

ほかに意見等ございますか。

（異議なしの声あり）

異議がないようですので、決定といたします。

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

28 ペ - ジ、( 1 ) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について、番号 41 から番号 44 までの 4 件を受理しております。

29 ペ - ジ、( 2 ) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について、番号 63 から番号 67 までの 5 件を受理しております。

続きまして、30 ページ、( 3 ) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について、番号 21、22 の 2 件を受理しております。

続きまして、31 ページ、( 4 ) 非農地現況証明について、番号 33、34 の 2 件を交付しています。

続きまして、32 ページ、農地転用現況確認書交付について、番号 52 から番号 55 までの 4 件を交付しています。

続きまして、県農業会議 会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

そういたしますと、県農業会議 会議員の事務報告をいたします前に、すでにご承知のとおり東北地方太平洋沖地震により災害を受けた人にお見舞いを申し上げますと共に、お亡くなられた方に心からご冥福をお祈り申し上げます。

そういたしますと、当農業委員会から申請いたしました 4 条 1 件、5 条 4 件すべてについて許可になりました。

次に、農業委員会系統組織による東北地方太平洋沖地震義援金についてでございます。自治会、農協など様々なところで義援金について協力しておられると思います。県下の農業委員会も協力しようということになりました。あくまでも、強制ではございませんが委員会としても協力していきたいとおもいますのでご協力をお願いします。

議長(倉敷委員)

ただいま会長から報告がありましたが、これについて、ご意見、ご質問などはありませんか。

2 番 福田委員

いいことだと思います、すべきだと思います。県下の農業会議が音頭をとって、たとえば統一的な基準を出すことはないですか。

仲田会長

基準とかはありません。



事務局（大許係長）

県農業会議からの依頼文書によりますと、1口1000円、1人1口以上を目標にお願いするようになっていました。

9番 森中委員

義援金をするという事で回されればいいでないですか。

事務局（大許係長）

そういたしますと、来月の議案等と一緒に封筒をいれておきますので、来月の委員会のときをお願いいたします。

仲田会長

それでは、義援金については、来月の委員会のときに1口1000円、1人1口以上で、ご協力をお願いします。

議長（倉敷委員）

他になにか意見等ございませんか。

（意見なしの声あり）

ないようですので、それでは、事務局から連絡事項があれば説明してください。

事務局（大許係長）

はい、そういたします4月の部会連絡事項をご覧いただきたいと思います。

まず1番ですが、農業委員会の適正な事務実施についてということで、資料の方、資料番号1資料番号2をお配りしておりますが、「平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」が資料1でございます。これは昨年の総会で22年度の農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画を承認いただいたわけですが、それを点検・評価をして、これを地域の農業者等から意見をホームページ等で伺って、そして再度評価・点検をするといった流れになっております。

今回これをみていただきますのは、どこの農業委員会もそうですが、作った計画に対して評価をしてそれを公表するといったところで、4月にホームページ等で意見募集をしたいということで事前に農業委員さんにお配りをしたものでございます。

一ヶ月ほど意見募集をいたしまして5月に取りまとめをいたしまして、再度この計画を叩きなおすところがあればそういった意見を聞きながら、役員会で相談しながら、5月の総会でこれを決定したいというふうに考えております。

22年度の点検・評価と続きまして23年度の活動計画も併せて策定することになっておりますので、これも併せてホームペ

ージで地域の方からの意見を募集したいというふうに考えております。

2番の東北地方太平洋沖地震義援金につきましては、さきほど会長の挨拶のところで決まりましたので、よろしく申し上げます。

3番目にとっとり農業会議情報 TPP 特集号、第18号を配布しております。以上です。

議長（倉敷委員）

他にないか意見等ございませんか。

他にないようでしたら以上をもちまして第73回農地部会を終了いたします。

皆さんご苦労さまでした。

閉 会 午後3時55分